

事務連絡
令和2年11月9日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その3）

標記については、令和2年11月5日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、シンガポール政府当局との協議を踏まえ、シンガポール向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品（家きん肉製品及び家きん卵製品であって、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品を除く。）については、下記の要件を満たしたものについて、輸出検疫証明書の交付を11月9日付けで再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、下記に留意の上、シンガポール向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品に対する衛生証明書の発行を再開して差し支えありません。ただし、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所においてシンガポール向けに輸出される家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品が要件を満たしていることを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

記

シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品については、香川県以外で生産及び処理された家きんから得られた家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品であること。

ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われること。